

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議
令和元年度第1回総会 次第

日時：令和元年6月6日(木) 10:00～

場所：福島県庁本庁舎2階第1特別委員会室

1．開 会

2．あいさつ

3．議長選出

4．議事録署名人および書記任命

5．報告事項

報告第1号 平成30年度下期内部監査の結果について

報告第2号 水田農業をめぐる情勢について

報告第3号 令和元年度福島県水田フル活用ビジョン（協議案）
について

6．議 題

議案第1号 平成30年度事業報告および収支決算について

議案第2号 令和元年産備蓄米における農業者結び付け要件の廃止にかかる地域農業再生協議会別備蓄米面積整理の考え方について

議案第3号 規約および諸規程等の一部改正について

7．その他

8．閉 会

平成30年度事業報告及び収支決算（案）

1. 事業実施概況

30年産は米政策の見直し初年度であり、国による生産数量目標の配分および米の直接支払交付金が廃止された。これに対応し、県推進会議として「生産数量(面積)の目安」(59,313ha)を策定し、地域農業再生協議会に示し、29年産米までに到達した米価・所得の維持・向上に向け、需給環境・需要動向情報を的確に伝達し、農地集積・担い手確保も含め地域農業再生協議会単位での「需要に応じた米生産」を実効あるものとするを旨とし取り組みを展開した。

30年産米の作付は、全国的に27・28・29年産と3年連続で生産数量目標の深掘りを達成し、需給環境が大きく改善され生産者手取りが向上したことを背景として、全国的に飼料用米・備蓄米から主食用米への揺り戻しが顕著にすすみ、主食用作付面積は全国で前年産を+16,000ha上回る結果となった。

福島県においても主食用米作付面積は前年産を+1,300ha上回る61,200haとなり、「生産数量(面積)の目安」対比では+1,900ha上回る結果となった。

しかしながら、全国作況が「98」のやや不良となったため、生産量は国が示した必要生産量735万トンを下回る結果となり、米価は全国・福島ともに29年産米を若干上回る水準で推移した(福島31年3月末時点+59円/60kg)。なお、福島県全体の作況は「101」の平年並みと公表されたが、地域ごとに収穫量のばらつきが大きく、生産実態からみた作況指数への違和感の声が多く出された年となった。

このため、31年産米における生産者の主食用米生産意欲は引き続き旺盛であることから、早期の取り組み開始が必要と判断し、10月には31年産「生産数量(面積)の目安」(61,100ha)を決定し、推進を開始した。しかしながら、11月末に示された国の基本指針では、需要量減少が想定より大きく必要生産量も718~726万トンと幅はあるものの30年産(735万トン)から大きく減少したため、12月に「生産数量(面積)の目安」の下方修正(59,700ha)を行うとともに、100%県別優先枠(27,000トン)が設定された備蓄米を中心に東北農政局福島県拠点との連携をはかり、新聞広告等も活用し、需要に応じた生産・販売を推進した。

しかしながら、主食用米の作付増加傾向は続いており、主食用米の作付面積が減少せず、作柄が平年並みであれば需給環境は急激に緩和することが想定されるが、需給環境が的確に生産者に伝達されておらず、2年目となる「生産数量(面積)の目安」にもとづく「需要に応じた米生産」の実現が危ぶまれる状況にあり、このままでは全算入生産費をカバーしつつある現在の生産者手取りが減少することも想定され、米政策の見直し2年目にして正念場を迎えている状況にある。

31年3月時点の主食用米の作付面積は30年産を上回る趨勢(30年産+600ha程度)にあり、現在、備蓄米の運用改善として生産者結び付き要件が廃止されたことを最大限活用し、地域農業再生協議会・方針作成者等に対し、更なる推進をおこない、設定した「生産数量(面積)の目安」達成に向け最後の取り組みを推進している状況にある。

2. 事業実施状況

(1) 取り組み経緯等

日 時	場 所	実施内容・参加者（出席者）
4月～5月		東北農政局福島県拠点と連携した地域農業再生協議会の水田フル活用ビジョン作成の支援 実施協議会数：48 協議会
4月24日 5月15日 5月29日 5月30日	相双保健福祉事務所 会津農林事務所 喜多方市役所 郡山市役所 須賀川市役所	30年産需要に応じた米生産に関する意見交換 30年産米における需要に応じた生産の取り組み状況について 参集者：地域農業再生協議会（相馬市、南相馬市、新地町、会津若松市、喜多方市、郡山市、須賀川市）、東北農政局福島県拠点、県、県推進会議事務局 計89名
5月11日	JA福島ビル	平成29年度下期内部監査 監査員：2名 出席者：県、中央会 4名
5月22日	県自治会館	平成29年度監事監査 監査員：2名 出席者：県、中央会 5名
5月25日	JA福島ビル	平成30年度第1回事務局会議 平成30年度第1回総会議案等について 出席者：各事務局担当者 計13名
5月31日	福島県庁	平成30年度第1回総会 報告事項 報告第1号 平成29年度下期内部監査の結果について 報告第2号 水田農業をめぐる情勢について 報告第3号 平成30年度福島県水田フル活用ビジョン（協議案）について 議題 議案第1号 平成29年度事業報告及び収支決算書の承認について 出席者：本人出席者7名、代理人出席者3名 委任状出席者1名 計11名 （事務局8名、東北農政局福島県拠点2名）

日 時	場 所	実施内容・参加者（出席者）
5月31日	福島県庁	平成30年度第1回懇談会 <u>意見交換事項</u> 平成30年以降の福島県水田農業について 出席者：10名 (事務局8名、東北農政局福島県拠点2名)
6月8日	郡山市地域農業再生協議会管内方針作成者	6月末に向け、商系2業者向けに30年産備蓄米の推進
7月		31年産水田農業対策検討にかかるアンケートの実施 地域農業再生協議会及び一部方針作成者に対して、「生産数量(面積)の目安」等の取り扱いにかかるアンケートを実施。
7月23日	方針作成者 (県北・県中)	31年産水田農業対策検討に関する意見交換 <u>意見交換事項</u>
7月30日	会津農林事務所	地域農業再生協議会及び方針作成者を訪問し、7月に実施
8月2日	郡山市役所 方針作成者 (会津)	アンケートにもとづきヒアリングを実施。 参集者：地域農業再生協議会(喜多方市、郡山市、須賀川市、南相馬市、いわき市、会津若松市)、方針作成者(4業者)
6日	方針作成者 (会津)	東北農政局福島県拠点、県、県推進会議事務局 計87名
8日	須賀川市役所	
9日	南相馬市保健センター	
	県いわき合同庁舎	
16日	会津農林事務所	
10月5日	JA福島ビル	平成30年度第2回事務局会議 平成30年度第2回総会議案等について 出席者：各事務局担当者 計12名

日 時	場 所	実施内容・参加者（出席者）
10月12日	ふくしま中町会館	平成30年度第2回総会 報告事項 報告第1号 水田農業をめぐる情勢について 議題 議案第1号 31年産米にかかる取り組みの基本的考え方（案）について 議案第2号 平成31年産米の地域の合理的な単収の設定（案）について 出席者：本人出席者7名、代理人出席者2名 委任状出席者2名 計11名 （事務局8名、東北農政局福島県拠点2名）
10月22日	JA福島ビル	平成30年度第1回地域農業再生協議会説明会 水田農業をめぐる情勢等について 31年産米にかかる取り組みの基本的考え方について 平成31年産米の地域の合理的な単収の設定について 参集者：地域農業再生協議会、東北農政局福島県拠点、県推進 会議構成員 計142名
11月21日	JA福島ビル	平成30年度上期内部監査 監査員：2名 出席者：県、中央会 5名
12月5日	JA福島ビル	平成30年度第3回事務局会議 平成30年度第3回総会議案等について 出席者：各事務局担当者 計14名
12月13日	JA福島ビル	平成30年度第3回総会 議題 議案第1号 31年産米にかかる「生産数量(面積)の目安」の取 り扱いについて(案) 書面による議決
12月14日	JA福島ビル	水田農業をめぐる情勢報告・意見交換会 水田農業をめぐる情勢について 参集者：方針作成者、生産者、地域農業再生協議会、農林水産 省、東北農政局、東北農政局福島県拠点、県推進会議構 成員 計123名
12月14日	JA福島ビル	平成30年度第4回事務局会議 福島県水田農業の今後の展望と諸課題について 出席者：各事務局担当者 計14名

日 時	場 所	実施内容・参加者（出席者）
12月		農業者向けチラシ・ポスターの発行・発送 「需要に応じた米生産で米価・収入の安定を!!」 作成部数 チラシ 70,000部 ポスター 3,000部
1月18日	JA福島ビル	平成30年度第5回事務局会議 平成30年度第4回総会議案等について 出席者：各事務局担当者 計14名
1月21日 22日 23日	NOSAI いわせ石 川支所 NOSAI 会津支所 JA福島ビル	31年産備蓄米推進会議 31年産米の需要に応じた生産の推進について 31年産備蓄米の取り扱いについて 参集者：方針作成者、地域農業再生協議会、東北農政局福島県 拠点、県推進会議事務局 計116名
1月25日	JA福島ビル	平成30年度第4回総会 報告事項 報告第1号 水田農業をめぐる情勢等について 報告第2号 平成31年産米の地域の合理的な単収の設定 について 議題 議案第1号 平成31年度水田フル活用ビジョンの考え方（案） について 議案第2号 平成31年度産地交付金（案）について 出席者：本人出席者6名、代理人出席者5名 計11名 （事務局6名、東北農政局福島県拠点2名）
1月～2月		31年度版営農計画書の作成・配付 発行部数 91,800部

日 時	場 所	実施内容・参加者（出席者）
<p>1月30日</p> <p>2月5日</p> <p>2月6日</p> <p>2月7日</p> <p>2月12日</p> <p>2月13日</p> <p>2月20日</p>	<p>JA 夢みなみ 営農経済本店</p> <p>須賀川市役所 JA 福島さくら 本店</p> <p>JA 福島さくら いわき地区本部</p> <p>郡山市総合福祉 センター 県米穀肥料協同 組合</p> <p>JA 会津よつば 本店</p> <p>JA 会津よつば 本店</p> <p>喜多方市役所 県米麦事業協同 組合</p>	<p>平成 31 年産の需要に応じた生産・販売に関する意見交換(国キャラバン)</p> <p>備蓄米の推進、農業者の動き 等</p> <p>参集者：地域協議会（須賀川市、いわき市、郡山市、会津若松市、喜多方市）、JA（夢みなみ、福島さくら、会津よつば）、県米穀肥料協同組合、県米麦事業協同組合、農林水産省、東北農政局、東北農政局福島県拠点、県農林事務所、県推進会議事務局 計 125 名</p>
<p>1月31日</p>	<p>JA 福島ビル</p>	<p>平成 30 年度第 2 回地域農業再生協議会・方針作成者等説明会</p> <p>事例発表</p> <p>「需要に応じた生産・販売に向けて」(新潟県上越市)</p> <p>説明</p> <p>31 年産米の需要に応じた生産・販売にかかる情勢と当面の対応</p> <p>平成 31 年度水田フル活用ビジョンの考え方について</p> <p>平成 31 年度産地交付金について</p> <p>30 年産水稻の生育経過と課題について</p> <p>参集者：方針作成者、地域農業再生協議会、東北農政局福島県拠点、県推進会議事務局 計 159 名</p>
<p>2月</p>		<p>農業者向けパンフレットの発行・送付</p> <p>産地づくり通信第 18 号</p> <p>「平成 31 年産の米づくりに向け」</p> <p>作成部数 88,000 部</p>

日 時	場 所	実施内容・参加者（出席者）
2月6日	磐梯町役場	会津耶麻町村会町村長との意見交換 水田農業をめぐる情勢について 参集者：会津耶麻町村会町村長及び事務局、県会津農林、県推進会議事務局 計9名
2月9日		需要に応じた米生産の推進のための広告掲載 「需要に応じた米生産で米価・収入の安定を!!」 新聞3紙（福島民報、福島民友、日本農業）
2月27日	JA 福島ビル	「水田フル活用ビジョン」にかかる説明会 水田農業をめぐる情勢について 水田農業にかかる諸制度と「水田フル活用ビジョン」の位置づけについて 「水田フル活用ビジョン」作成上の留意点について 福島県水田農業の現状と課題について 「水田フル活用ビジョン」にかかる情報交換 参集者：地域農業再生協議会、東北農政局、東北農政局福島県拠点、県推進会議事務局 計90名
2月28日	会津若松市北会津支所 NOSAI いわせ石川支所	31年産の需要に応じた米の生産・販売の推進に係る状況説明会 主食用米等の需給状況について 需要に応じた生産・販売に関する推進について 参集者：方針作成者、東北農政局福島県拠点、県推進会議事務局 計52名
3月22日	JA 福島ビル	平成30年度第6回事務局会議 平成30年度第5回総会議案等について 出席者：各事務局担当者 計10名
3月23日		需要に応じた米生産の推進のための広告掲載 「31年産備蓄米の生産に積極的に取り組みましょう!!」 新聞3紙（福島民報、福島民友、日本農業）
3月25日	猪苗代町役場	平成31年産米の需要に応じた生産に関する意見交換 備蓄米の推進、農業者の動き 等 参集者：猪苗代農業活性化協議会（事務局、方針作成者）、東北農政局福島県拠点、県推進会議事務局 計14名
3月27日	コラッセふくしま	副市長会議 水田農業をめぐる情勢について 参集者：副市長等、県市長会事務局、県推進会議事務局

日 時	場 所	実施内容・参加者（出席者）
3月29日	JA福島ビル	<p>平成30年度第5回総会</p> <p>報告事項</p> <p>報告第1号 水田農業をめぐる情勢について</p> <p>議題</p> <p>議案第1号 平成31年度事業計画（案）について</p> <p>議案第2号 平成31年度収支予算（案）について</p> <p>議案第3号 平成31年度負担金の賦課及び徴収方法（案）について</p> <p>議案第4号 事務経費に係る費用の負担に関する協定書（案）について</p> <p>議案第5号 事務手続き等に関する付帯決議（案）について</p> <p>出席者：本人出席者7名、代理出席者2名 委任状出席者2名 計11名 （事務局6名、東北農政局福島県拠点2名）</p>

（2）重点推進事項にかかる特記事項

実効ある「水田フル活用ビジョン」の策定・実践

地域農業再生協議会における「水田フル活用ビジョン」の検討促進のため、31年度「水田フル活用ビジョンの考え方」を早期提示（31年1月）。地域農業再生協議会担当者を対象とした「水田フル活用ビジョン」の位置づけや作成上の留意点にかかる意見交換会を実施（31年2月）。

「制度別・用途別作付計画」による「需要に応じた米生産」の推進

「生産数量（面積）の目安」設定と制度別・用途別作付計画にもとづく需要に応じた米生産・販売の推進。

30年産米は59,313haの「生産数量（面積）の目安」を設定、需給環境改善により生産者手取りが向上し、主食用米作付実績は61,200haと大幅超過。制度別には飼料用米・備蓄米があわせて1,200ha程度減少。

31年産については、生産者推進に早い時期から取り組むため、10月に「生産数量（面積）の目安」を61,100haと設定、その後需要減少に対応し、「生産数量（面積）の目安」を59,700haに修正。

飼料用米・備蓄米を中心に需要に応じた米生産・販売を推進、特に生産者メリットが大きい備蓄米について、早い段階から推進を開始し、最終的には生産者結び付け要件が廃止された運用改善を最大限活用。

経営所得安定対策等の周知徹底と加入促進

「産地づくり通信」等を活用し、生産者手取り水準や経営所得安定対策等の内容を周知し、加入を促進。

30年度ナラシ対策の米加入面積は21,225haと前年産対比+882ha増加。

「60kg 当たり価格」から「10a 当たり収入」への意識転換の促進

地域農業再生協議会・方針作成者等説明会において、10a 当たり収入を目標に取り組んでいる新潟県上越市の取り組み事例を説明（31年1月）。

多収品種による備蓄米の生産拡大・定着化の促進

天のつぶ等多収品種による生産者手取り水準を示した生産者向けビラの配布。
福島民報・福島民友・日本農業新聞への生産者向け広告を掲載（2回）。

方針作成者との連携による事前契約・複数年契約の推進

農林水産省キャラバンと連携した方針作成者への事前契約の推進。

多収品種を主体とする飼料用米の生産拡大・本作化促進とコスト削減

産地交付金の活用等により飼料用米の多収品種比率は39%まで向上（前年比+7ポイント）。

加工用米・輸出用米の生産拡大による多様な用途への取り組み拡大

産地交付金の活用により特に輸出用米は38haの実績（前年比+38ha）。

水田農業をめぐる適切な情報提供の実施

定期的に東北農政局福島県拠点・福島県との意見交換、事務局会議を開催するとともに、地域農業再生協議会・方針作成者を対象とする説明会開催、個別巡回による意見交換を実施。

担い手育成・農地集積・耕作放棄地の解消対策の促進

地域農業再生協議会ごとの「今後の水田農業の見通し」の更新をすすめ、需給調整に限定しない取り組みを提起するとともに、県推進会議構成員においても将来を展望した意見交換を実施。

以上

3 . 平成 3 0 年度収支決算書

平成30年度収支決算書

平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

水田農業改革支援事業(直接支払推進事業費)補助金等会計

1 . 収入の部

(単位:円)

科目		予算額	決算額	予算差異		備考
大科目	中 科 目			増	減	
補助金	水田農業改革支援事業補助金	13,000,000	13,172,000	172,000	0	
負担金	負担金	2,200,000	2,200,000	0	0	県 1,100,000 中央会 1,100,000
前年度繰越金	一般管理費繰越金	1,000,000	1,000,000	0	0	
収 入 合 計 (A)		16,200,000	16,372,000	172,000	0	

2 . 支出の部

(単位:円)

科目		予算額	決算額	予算差異		備考
大科目	中 科 目			増	減	
管理費	一般管理費	16,200,000	15,379,357	0	820,643	
支 出 合 計 (B)		16,200,000	15,379,357	0	820,643	

3 . 差引残高(A - B)

992,643円

4. 財産目録

財 産 目 録 平成 31 年 3 月 31 日 現 在

(単位:円)

摘 要	金 額		
	内 訳	小 計	合 計
I 資産の部			
1 預金			
① I 水田農業改革支援事業補助金等会計	1,077,498		
合 計		1,077,498	1,077,498
資産合計		1,077,498	1,077,498
II 負債の部			
1 未払金			
① I 水田農業改革支援事業補助金等会計			
(内訳)			
・2月分コピー代	27,495		
・事務用品代	8,814		
・3月分後納郵便代	5,405		
・封筒代(長3)500枚	9,720		
・3月分特約為替手数料	3,024		
・3月分人件費	30,397		
合 計		84,855	84,855
負債合計			84,855
正味財産			992,643

監査報告書

私たち監事は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの福島県水田農業産地づくり対策等推進会議の事業の執行を監査しました。

その結果につき以下のとおり報告いたします。

1 監査方法の概要

監事は、事務局から事業の報告を聴取し、重要な書類等の閲覧および財産の状況を調査し、業務の報告を求めました。

また、会計帳簿等の調査を行い、事業報告書、収支決算書および財産目録について精査を加えました。

2 監査の結果

- (1) 事業報告書は、事業の実施状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、収支決算書の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 財産目録は、記載すべき財産を正しく記載しているものと認めます。

令和元年5月30日

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議

監事 小松 信之



監事 安田 清敏



令和元年産備蓄米における農業者結び付け要件の廃止にかかる地域農業再生協議会別備蓄米面積整理の考え方（案）

1. これまでの取り組み経緯と現状

31年産米についても、県全体および地域農業再生協議会別の「生産数量(面積)の目安」を設定するとともに、非主食用米(飼料用米・備蓄米・その他)および全水稻作付面積等の参考値を提示し、需要に応じた米の生産・販売の推進に取り組んできている。

「生産数量(面積)の目安」については、全58市町村中40市町村(69%)が、生産者に「生産数量(面積)の目安」を配分・通知している。

営農計画書およびJA等の出荷契約書はすでに生産者に配布されており、備蓄米は主食用米とは区分して記載する様式となっている。

これらを前提に、備蓄米も含めて、生産者個々に制度別・用途別に作付推進を実施してきているのがこれまでの実態。

2. 対応の基本的考え方

31年産備蓄米の第5回入札以降の「農業者結び付け要件の廃止」にかかる新たな運用改善に関しては、これまでの取り組みとの整合性を考慮し、以下により対応する。

- (1) 31年産米で既に決定している「生産数量(面積)の目安」の枠組み、営農計画書、出荷契約書等の内容を前提として対応する。
- (2) そのうえで、備蓄米については、第5回入札以降、以下により対応する。

<課題等>

第5回入札以降の運用改善において、特に問題となるのは、備蓄米売渡者から地域農業再生協議会代表者および地方農政局長への地域農業再生協議会別引渡予定数量報告書(様式第5-1号)の報告。

この報告により、地域農業再生協議会ごとの備蓄米面積が特定されることになるが、従来は取り組み生産者個々の積み上げであるため、該当生産者がどの地域農業再生協議会のエリアに属するかは住所記載欄から自動的に特定できる仕組みとなっている。

しかしながら、農業者結び付け要件がない場合の地域農業再生協議会単位での数量・面積の特定にあたっては、以下の課題等が発生する。

特に売渡者が全国広域組織である場合、生産者との結び付きがない米を備蓄米として売り渡す場合は、主食用米として集荷したものの一部を備蓄米として国に売り渡すこととなる。

全国広域組織は、傘下の県域組織の意向をふまえ、主食用米の一部を備蓄米に販売するため、県別数量は特定できる。県域組織は、さらに傘下の地域組織の意向をふまえ、主食用米の一部を備蓄米に販売するので、地域組織の数量は特定できる。

この地域組織が複数の地域農業再生協議会のエリアにまたがった組織であっ

た場合、それをどの地域農業再生協議会にどのように配置するのか、という課題が生ずる。

備蓄米として国に売り渡す段階で、売渡者は米価の動き、品質、保管場所、売渡倉庫までの集約のしやすさ等を考慮し、実際に売り渡す米を特定することになるため、売渡者からの地域農業再生協議会別の備蓄米数量・面積の報告は恣意的となり、産地交付金交付等に影響が出る可能性。

< 具体的対応方法 >

第4回入札までは、営農計画書・出荷契約書にもとづき、該当地域農業再生協議会を特定し、地域農業再生協議会別数量・面積を報告する。

第5回入札以降、最終入札までも備蓄米への出荷を希望する生産者は営農計画書・出荷契約書に記載し、それにもとづき該当地域農業再生協議会を特定し、地域農業再生協議会別数量・面積を報告する。

最終入札時点で、県全体で を超える備蓄米数量のうち、地域組織がひとつの地域農業再生協議会の集荷エリアである等、明らかに該当地域農業再生協議会を特定できる場合は、当該地域農業再生協議会等に備蓄米の数量・面積を報告する。

最終入札時点で、県全体で を超える備蓄米数量については、以下により整理する。

地域組織が複数の地域農業再生協議会のエリアにまたがる場合、売渡者から「その他」として数量・面積を県推進会議に報告し、県推進会議が「その他」の合計を、以下の考え方により該当地域農業再生協議会に按分配置。

A：地域農業再生協議会ごとの主食用米の「生産数量（面積）の目安」
× 0.98（県全体の「生産数量（面積）の目安」の変更調整）

B：地域農業再生協議会ごとの までの備蓄米を含めて整理した主食用米面積

C：= B - A

D：地域農業再生協議会ごとの「C」の計、ただし「C」が「+」のみの計とする
（「C」が の場合は、「生産数量（面積）の目安」をクリア）

E： を超える「その他」備蓄米数量の県計

F：（Cが「+」の）地域農業再生協議会ごと按分数量 $E \times C / D$

G：Fについてそれぞれの地域農業再生協議会ごとの単収で面積換算し、該当地域農業再生協議会ごとに貼り付け

なお、以上にあたっては、売渡者および売渡者の県組織・地域組織と県推進会議および地域農業再生協議会が密接に連携し取りすすめる。

以上

< 添付資料 >

具体的変更点等

売渡者関係イメージ図

具体的変更点等

区分		旧	新
提出書類		<p>農業者別引渡予定数量報告書 (様式第5 - 1号) 生産年の7月10日までに地域農業再生協議会代表者および地方農政局長に提出。</p>	廃止
		<p>水稻生産計画実施計画書兼営農計画書(写)(様式第5 - 1号に添付)</p>	廃止
		<p>農業者別引渡数量報告書(様式第5 - 2号) 国に引き渡す5日前までに地方農政局長に提出。</p>	廃止
			<p>地域農業再生協議会別引渡予定数量報告書(様式第5 - 1号) 生産年の8月20日までに当該地域農業再生協議会代表者および地方農政局長に提出。</p>
			<p>地域農業再生協議会別引渡数量報告書(様式第5 - 2号) 国に引き渡す5日前までに地方農政局長に提出。</p>
作柄変動	農業者単位	地域農業再生協議会単位	
第4回までの落札分の取り扱い		国と個別協議のうえ、第5回入札以降の取り扱いと同内容とすることも可能。	

(旧)

別紙様式第5-1号

別記3
年 月 日

農林水産省政策統括官

〔 地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長 〕 殿

地域農業再生協議会の代表者 殿

売渡人

住 所

氏 名

電 話

㊞

農業者別引渡予定数量報告書
(平成31年産備蓄米)

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領(平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知)別紙3の第6の3の規定に基づき、取組農業者ごとの引渡予定数量等を、下記のとおり提出します。

記

(地域農業再生協議会名:)

(31内米買契第〇号)

取組 番号	農業者名等(予定)			備蓄米引渡予定数量等の内容		
	住 所	氏名 又は名称	農業者コード	引渡予定数量 (玄米kg)	単収 (kg/10a)	生産予定 面積 (㎡)
計	—	—	—			
計(t)	—	—	—		—	—

(注1) 通し番号を付すこと。なお、同一農業者が、複数の品種の備蓄米に取り組む場合は、それぞれ別の行に分けて(別の通し番号を付して)記入すること。

(注2) 経営所得安定対策等における「交付申請者管理コード」を記入すること。(売渡人において、交付申請者管理コードを設定していない場合は、管轄する地方農政局等に相談する。)

(注3) 単収は、本要領別紙1の第5の2の(3)により設定した単収を記入すること。

(注4) この報告書には、備蓄米取組農業者に係る水稻生産実施計画書の写しを添付し、7月10日までに買入契約書を提出した地方農政局長等に提出すること。

ただし、経営所得安定対策等実施要綱(平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知)に基づき、経営所得安定対策等交付金に係る営農計画書の写しを地方農政局長等に提出する場合は、水稻生産実施計画書の写しの添付を省略することができる。

(注5) 引渡予定数量の合計は、契約数量とトン単位で一致すること。

(注6) 報告に当たり、電子ファイルも提出すること。(売渡人において、電子ファイルで提出できない場合は、管轄する地方農政局等に相談する。)

(注7) 電算処理等の理由から上記様式を用いることが困難な場合にあつては、内容の改変を伴わない限り、必要に応じ様式を変更することができるものとする。

(旧)

別紙様式第5-2号

別記4
年 月 日

農林水産省政策統括官
地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

殿

売渡人
住所
氏名
電話

(印)

農業者別引渡数量報告書(平成31年産備蓄米)

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領(平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知)別紙3の第7の1の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

契約番号:31内米買契約第 号

取組 番号	農業者名等		種類	引渡 予定 数量	単収	生産 面積	出荷 契約 数量	出荷契約数量の変更 ※2		変更後 出荷 契約 数量	⑦を30kg 換算個単 位に調整 する場合 の変更後 出荷契約 数量	引渡 数量
	氏名又は 名称	農業者 コード						A:作柄変動が 生じた場合 補正率	B:自然災害等により減収 全ての水稻 作付面積 減収量			
※1	※1	※1		(玄米kg) ① ※1	(kg/10a) ※1	(㎡) ② ※1	(玄米kg) ③	(㎡) ⑤	(kg) ⑥	(玄米kg) ⑦ ※3	(玄米kg) ⑧ ※4	(玄米kg) ⑨
計												
計(t)												

(※1)別紙様式第5-1号の農業者別引渡予定数量報告書(平成31年産備蓄米)と整合すること。

(※2)出荷契約数量を変更する場合は、A又はBのいずれかを選択し、必要事項を記入すること。また、全収穫量が把握できた場合の変更を行う場合にあっては、全収穫量や減収量が確認できる書類を添付すること。

(※3)変更を行わない場合は③を、Aを選択した場合は③×④と③の間の任意の数値を、Bを選択した場合は③-②/⑤×⑥を記入すること。また、全収穫量が把握できた場合の変更を行った場合においては変更後の数量を記入すること。

(※4)30キログラム換算個単位に調整した際に生ずる端数に関する事項については、切り捨て又は切り捨てにより整理すること。ただし、切り捨てにより当該農業者の出荷契約数量が零となる場合は、切り上げによる端数の整理のみ選択できることとする。

(注1)報告に当たり、電子ファイルも提出すること。(売渡人において、電子ファイルで提出できない場合は、管轄する地方農政局等に相談する。)

(注2)電算処理等の理由から上記様式を用いることが困難な場合にあっては、内容の改変を伴わない限り、必要に応じ様式を変更することができるものとする。

(注3)別紙様式第5-1号の提出後に予定取組農業者に係る事項に変更があった場合は、当該変更が生じた取組農業者に係る水稻生産実施計画書(当該変更により農業者別引渡数量報告書に記載されなくなった取組農業者の水稻生産実施計画書を除く。)の写しを添付する。

ただし、経営所得安定対策等実施要綱(平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知)に基づき、経営所得安定対策等交付金に係る営農計画書の写しを地方農政局長等に提出する場合は、水稻生産実施計画書の写しの添付を省略することができる。

(新)

別紙様式第5-1号

別記3
年 月 日

農林水産省政策統括官
〔 地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長
地域農業再生協議会の代表者 〕 殿

売渡人
住 所
氏 名
電 話

印

地域農業再生協議会別備蓄米生産予定面積等報告書
(令和 元年産)

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領(平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知)第5の4の規定に基づき、地域農業再生協議会ごとの生産予定面積等を、下記のとおり提出します。

記

契約番号：元内米買契第 号

地域農業再生協議会名	生産予定面積 (m ²)	引渡予定数量 (玄米kg)	単収 (kg/10a)
計			—
計(t)			—

- (注1) 単収は、本要領別紙1の第5の2の(3)により設定した単収を記入すること。
(注2) 引渡予定数量の合計は、契約数量とトン単位で一致すること。
(注3) 報告に当たり、電子ファイルも提出すること。(売渡人において、電子ファイルで提出できない場合は、管轄する地方農政局に相談する。)
(注4) 複数の市町村にまたがる地域農業再生協議会にあっては、市町村ごとに記載すること。
(注5) 電算処理等の理由から上記様式を用いることが困難な場合にあっては、内容の改変を伴わない限り、必要に応じ様式を変更することができるものとする。

(新)

別紙様式第5-2号

別記4
年 月 日

農林水産省政策統括官
地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

殿

売渡人 所 名 話
住 氏 電 話

(印)

地域農業再生協議会別備蓄米生産面積等報告書(令和元年産)

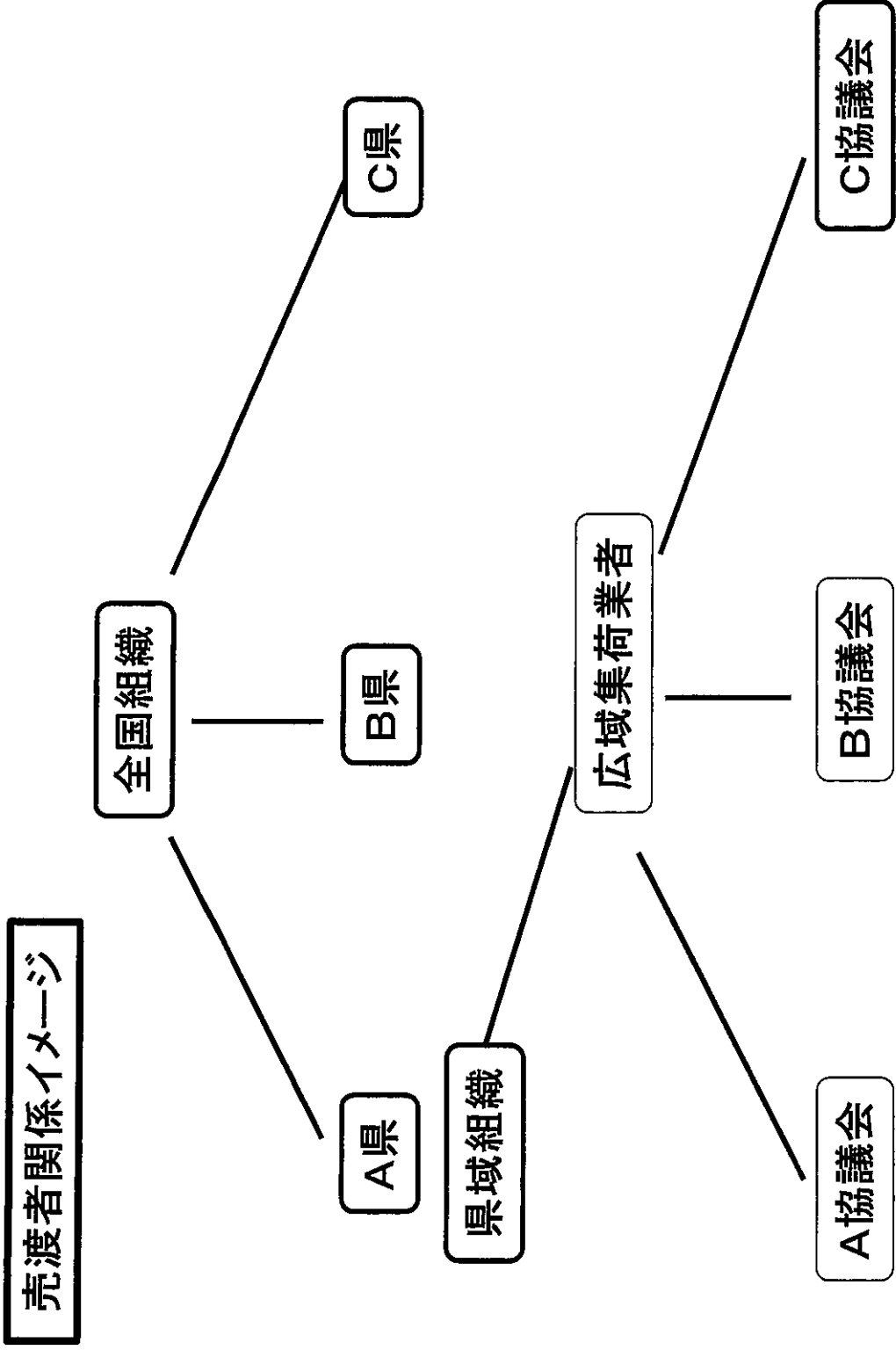
需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領(平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知)第5の4の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

契約番号：元内米買契約 号

地域農業再生協議会	種類	当初引渡 予定数量 (玄米kg) ① ※1	単収 (kg/10a) ② ※1	生産 面積 (㎡) ③ ※1	出荷 契約 数量 (玄米kg) ④	引渡数量の変更 ※2		変更後出荷 契約数量 (玄米kg) ⑦ ※3	⑦を30kg換算 個単位に調整す る場合の変更後 出荷契約数量 (玄米kg) ⑧ ※4	引渡数量 (玄米kg) ⑨
						A: 異別地帯別作 柄概況により数量 変更を行った場 合 補正率 ④	B: 自然災害等により減収 減収量 (kg) ⑥			
計										
計(t)										

(※1)別紙様式第5-1号の地域農業再生協議会別備蓄米生産予定面積等報告書(令和元年産)と整合すること。
(※2)出荷契約数量を変更する場合は、A又はBのいずれかを選択し、必要事項を記入すること。また、全収獲量が把握できた場合は、全収獲量や減収量が確認できる番類を添付すること。
(※3)変更を行わない場合は④を、Aを選択した場合は④×④と③の間の任意の数値を、Bを選択した場合は④-②/⑤×⑥を記入すること。また、全収獲量が把握できた場合は、全収獲量や減収量の変更を行った場合においては変更後の数量を記入すること。
(※4)30kg換算個単位に調整した際に生ずる端数については、切り上げ又は切り捨てにより整理すること。ただし、切り捨てにより当該農業者の出荷数量が零となる場合は、切り上げによる端数の整理のみ選択できることとする。
(注1)報告に当たり、電子ファイルも提出すること。(売渡人において、電子ファイルで提出できない場合は、管轄する地方農政局に相談する。)
(注2)電算処理等の理由から上記様式を用いることが困難な場合にあっては、内容の改変を伴わない限り、必要に応じて様式を変更することができるものとする。



規約および諸規程等の一部改正（案）

1. 改正対象諸規程等および改正内容

(1) 対象諸規程等

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議規約

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議事務処理規程

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議会計処理規程

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議文書取扱規程

「福島県水田農業産地づくり対策等推進会議」事務局員

旅費支給規程

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議米需給情報専門

部会設置要領

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議飼料用米専門部会

規約

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議稲 WCS 専門部会

設置要領

30年以降の水田農業のあり方検討専門部会設置要領

(2) 具体的改正内容

別添のとおり。

2. 改正理由

構成団体の機構改革・名称変更等に対応した改正。

以上

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議規約の一部改正 新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>福島県水田農業産地づくり対策等推進会議規約</p> <p>平成16年 4月 8日制定 (略)</p> <p>平成29年 6月16日一部改正 <u>令和元年6月6日一部改正</u></p>	<p>福島県水田農業産地づくり対策等推進会議規約</p> <p>平成16年 4月 8日制定 (略)</p> <p>平成29年 6月16日一部改正 —</p>
<p>目次 (略)</p> <p>第1章～第4章 (略)</p> <p>第5章 事務局等 (事務局)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 推進会議は、業務の適正な執行のため事務局長を置き、福島県農業協同組合中央会において水田農業を担当する部署の長をもって充てる。</p> <p>5 (略)</p> <p>(業務の執行)</p> <p>第21条～第33条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>附 則(平成29年6月16日)</p> <p>この規約は、平成29年6月16日から施行する。</p> <p><u>附 則(令和元年6月6日)</u></p> <p>この規約は、令和元年6月6日から施行する。</p>	<p>目次 (略)</p> <p>第1章～第4章 (略)</p> <p>第5章 事務局等 (事務局)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 推進会議は、業務の適正な執行のため事務局長を置き、福島県農業協同組合中央会農業対策部長をもって充てる。</p> <p>5 (略)</p> <p>(業務の執行)</p> <p>第21条～第33条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>附 則(平成29年6月16日)</p> <p>この規約は、平成29年6月16日から施行する。</p> <p>—</p>

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議事務処理規程の一部改正 新旧対照表

改 正 後			現 行		
<p>福島県水田農業産地づくり対策等推進会議事務処理規程 平成16年4月 8日制定 (略) 平成29年6月16日一部改正 <u>令和元年6月6日一部改正</u></p>			<p>福島県水田農業産地づくり対策等推進会議事務処理規程 平成16年4月 8日制定 (略) 平成29年6月16日一部改正 —</p>		
<p>(目的) 第1条～第2条 (略) (事務処理体制)</p>			<p>(目的) 第1条～第2条 (略) (事務処理体制)</p>		
<p>第3条 推進会議の事務処理は、次の表の左欄に掲げる事務局が、同表の中欄に掲げる事務を分担して行うものとし、同表の右欄に掲げる者を責任者とする。</p>			<p>第3条 推進会議の事務処理は、次の表の左欄に掲げる事務局が、同表の中欄に掲げる事務を分担して行うものとし、同表の右欄に掲げる者を責任者とする。</p>		
福島県	(略)	(略)	福島県	(略)	(略)
福島県農業協同組合中央会	水田農業改革支援事業(経営所得安定対策等推進事業費)補助金等に係る事務 経営所得安定対策等の周知及び推進に係る事務 その他規約第4条第1項第2号に係る事務	<u>水田農業を担当する部署の長</u>	福島県農業協同組合中央会	水田農業改革支援事業(経営所得安定対策等推進事業費)補助金等に係る事務 経営所得安定対策等の周知及び推進に係る事務 その他規約第4条第1項第2号に係る事務	<u>農業対策部長</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
福島県米麦事業協同組合	経営所得安定対策等の周知及び推進に係る事務	<u>理事長</u>	福島県米麦事業協同組合	経営所得安定対策等の周知及び推進に係る事務	<u>専務理事</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
2 (略) (雑則)			2 (略) (雑則)		

改正後	現 行
<p>第4条（略）</p> <p>附 則（平成16年4月8日議決） （略）</p> <p>附 則（平成29年6月16日議決） この規程は、平成29年6月16日から施行する。</p> <p><u>附 則（令和元年6月6日議決）</u> <u>この規程は、令和元年6月6日から施行する。</u></p>	<p>第4条（略）</p> <p>附 則（平成16年4月8日議決） （略）</p> <p>附 則（平成29年6月16日議決） この規程は、平成29年6月16日から施行する。</p> <p>_____</p> <p>_____</p>

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議会計処理規程の一部改正 新旧対照表

改 正 後	現 行				
<p>福島県水田農業産地づくり対策等推進会議会計処理規程</p> <p>平成16年4月 8日制定 (略)</p> <p>平成29年6月16日一部改正 <u>令和元年6月6日一部改正</u></p>	<p>福島県水田農業産地づくり対策等推進会議会計処理規程</p> <p>平成16年4月 8日制定 (略)</p> <p>平成29年6月16日一部改正 —</p>				
<p>目次 (略)</p> <p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条～第6条 (略)</p> <p>(会計管理責任者)</p> <p>第7条 会計事務の総合調整を図るため、会計管理責任者を置き、福島県農業協同組合中央会において水田農業を担当する部署の長をもって充てる。</p> <p>(会計事務責任者)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 次の表の左欄に掲げる事務の区分ごとの会計事務責任者は、同表の右欄に掲げる者とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">水田農業改革支援事業(経営所得安定対策等推進事業費)補助金等 (略)</td> <td style="width: 50%; padding: 5px;">福島県農業協同組合中央会において水田農業を担当する部署の長 (略)</td> </tr> </table> <p>(帳簿書類の保存、処分)</p> <p>第9条～第37条 (略)</p> <p>附 則(平成16年4月8日議決) (略)</p>	水田農業改革支援事業(経営所得安定対策等推進事業費)補助金等 (略)	福島県農業協同組合中央会において水田農業を担当する部署の長 (略)	<p>目次 (略)</p> <p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条～第6条 (略)</p> <p>(会計管理責任者)</p> <p>第7条 会計事務の総合調整を図るため、会計管理責任者を置き、福島県農業協同組合中央会農業対策部長をもって充てる。</p> <p>(会計事務責任者)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 次の表の左欄に掲げる事務の区分ごとの会計事務責任者は、同表の右欄に掲げる者とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">水田農業改革支援事業(経営所得安定対策等推進事業費)補助金等 (略)</td> <td style="width: 50%; padding: 5px;">福島県農業協同組合中央会農業対策部長 (略)</td> </tr> </table> <p>(帳簿書類の保存、処分)</p> <p>第9条～第37条 (略)</p> <p>附 則(平成16年4月8日議決) (略)</p>	水田農業改革支援事業(経営所得安定対策等推進事業費)補助金等 (略)	福島県農業協同組合中央会農業対策部長 (略)
水田農業改革支援事業(経営所得安定対策等推進事業費)補助金等 (略)	福島県農業協同組合中央会において水田農業を担当する部署の長 (略)				
水田農業改革支援事業(経営所得安定対策等推進事業費)補助金等 (略)	福島県農業協同組合中央会農業対策部長 (略)				

改正後	現 行
<p>附 則（平成29年6月16日議決） この規程は、平成29年6月16日から施行する。</p> <p><u>附 則（令和元年6月6日議決）</u> <u>この規程は、令和元年6月6日から施行する。</u></p>	<p>附 則（平成29年6月16日議決） この規程は、平成29年6月16日から施行する。</p> <p>_____</p> <p>_____</p>

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議文書取扱規程の一部改正 新旧対照表

改 正 後	現 行																				
<p>福島県水田農業産地づくり対策等推進会議文書取扱規程</p> <p>平成16年 4月 8日制定 (略) 平成28年 6月14日一部改正 <u>令和元年6月6日一部改正</u></p>	<p>福島県水田農業産地づくり対策等推進会議文書取扱規程</p> <p>平成16年 4月 8日制定 (略) 平成28年 6月14日一部改正 —</p>																				
<p>(目的)</p> <p>第1条～第4条 (略)</p> <p>(文書管理責任者)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 次の表の左欄に掲げる事務局ごとの文書管理責任者は、同表の右欄に掲げる者とする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">福島県</td> <td style="width: 50%;">農林水産部水田畑作課長</td> </tr> <tr> <td>福島県農業協同組合中央会</td> <td>水田農業を担当する部署の長</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>福島県米麦事業協同組合</td> <td>理事長</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	福島県	農林水産部水田畑作課長	福島県農業協同組合中央会	水田農業を担当する部署の長	(略)	(略)	福島県米麦事業協同組合	理事長	(略)	(略)	<p>(目的)</p> <p>第1条～第4条 (略)</p> <p>(文書管理責任者)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 次の表の左欄に掲げる事務局ごとの文書管理責任者は、同表の右欄に掲げる者とする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">福島県</td> <td style="width: 50%;">農林水産部水田畑作課長</td> </tr> <tr> <td>福島県農業協同組合中央会</td> <td>農業対策部長</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>福島県米麦事業協同組合</td> <td>専務理事</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	福島県	農林水産部水田畑作課長	福島県農業協同組合中央会	農業対策部長	(略)	(略)	福島県米麦事業協同組合	専務理事	(略)	(略)
福島県	農林水産部水田畑作課長																				
福島県農業協同組合中央会	水田農業を担当する部署の長																				
(略)	(略)																				
福島県米麦事業協同組合	理事長																				
(略)	(略)																				
福島県	農林水産部水田畑作課長																				
福島県農業協同組合中央会	農業対策部長																				
(略)	(略)																				
福島県米麦事業協同組合	専務理事																				
(略)	(略)																				
<p>3 (略)</p> <p>(帳簿)</p> <p>第6条～第24条 (略)</p> <p>附 則(平成16年4月8日議決)</p> <p>(略)</p> <p>附 則(平成28年6月14日議決)</p> <p>この規程は、平成28年6月14日から施行する。</p> <p><u>附 則(令和元年6月6日議決)</u></p> <p><u>この規程は、令和元年6月6日から施行する。</u></p>	<p>3 (略)</p> <p>(帳簿)</p> <p>第6条～第24条 (略)</p> <p>附 則(平成16年4月8日議決)</p> <p>(略)</p> <p>附 則(平成28年6月14日議決)</p> <p>この規程は、平成28年6月14日から施行する。</p> <p>—</p> <p>—</p>																				

「福島県水田農業産地づくり対策等推進会議」事務局員旅費支給規程の一部改正 新旧対照表

改正後	現 行
<p>「福島県水田農業産地づくり対策等推進会議」事務局員旅費支給規程 平成 16 年 4 月 12 日制定 <u>令和元年 6 月 6 日一部改正</u></p> <p>1 . ~ 4 . (略)</p> <p>5 . 旅費請求手続きは次により行う。</p> <p>(1) 県外旅費</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 総務事務局 (J A 福島中央会において水田農業を担当する部署) は、請求に基づき現金又は各対策事務局の指定する口座への振込により旅費を支給し、様式 1 号を各対策事務局へ送付する。</p> <p>ウ ~ エ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>6 . (略)</p> <p>別表 1 (略)</p> <p>1 ~ (略)</p> <p>附 則 この規程は、平成 16 年 4 月 12 日から施行する。 <u>附 則 (令和元年 6 月 6 日議決)</u> <u>この規程は、令和元年 6 月 6 日から施行する。</u></p>	<p>「福島県水田農業産地づくり対策等推進会議」事務局員旅費支給規程 平成 16 年 4 月 12 日制定 —</p> <p>1 . ~ 4 . (略)</p> <p>5 . 旅費請求手続きは次により行う。</p> <p>(1) 県外旅費</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 総務事務局 (J A 福島中央会農業対策部) は、請求に基づき現金 又は各対策事務局の指定する口座への振込により旅費を支給し、様 式 1 号を各対策事務局へ送付する。</p> <p>ウ ~ エ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>6 . (略)</p> <p>別表 1 (略)</p> <p>1 ~ (略)</p> <p>附 則 この規程は、平成 16 年 4 月 12 日から施行する。 — —</p>

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議米需給情報専門部会設置要領の一部改正 新旧対照表

改正後	現 行
<p style="text-align: center;">福島県水田農業産地づくり対策等推進会議 米需給情報専門部会設置要領</p> <p>第1～第3 (略)</p> <p>第4 運営 専門部会には部会長を置き、福島県農業協同組合中央会において<u>水田農業を担当する部署の長</u>を充てる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 事務局は、福島県農林水産部水田畑作課及び福島県農業協同組合中央会において<u>水田農業を担当する部署</u>に置く。</p> <p>第5 (略)</p> <p>附 則 本要領は平成25年7月5日より施行する。</p> <p><u>附 則</u> 本要領は、令和元年6月6日より施行する。</p>	<p style="text-align: center;">福島県水田農業産地づくり対策等推進会議 米需給情報専門部会設置要領</p> <p>第1～第3 (略)</p> <p>第4 運営 専門部会には部会長を置き、福島県農業協同組合中央会<u>農業対策部長</u>を充てる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 事務局は、福島県農林水産部水田畑作課及び福島県農業協同組合中央会<u>農業対策部</u>に置く。</p> <p>第5 (略)</p> <p>附 則 本要領は平成25年7月5日より施行する。</p> <p>_____</p> <p>_____</p>

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議飼料用米専門部会規約の一部改正 新旧対照表

改正後	現 行
<p>福島県水田農業産地づくり対策等推進会議飼料用米専門部会規約</p> <p>(目的) 第1条～第3条 (略)</p> <p>(構成員) 第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 福島県農林水産部及び東北農政局福島県拠点、<u>(公社)</u>福島県畜産振興協会等をオブザーバーとし、指導・助言を求めるものとする。</p> <p>(役員とその任期) 第5条～第7条 (略)</p> <p>(会計) 第8条 (略)</p> <p>2 貯金口座は<u>ふくしま未来農業協同組合</u>に開設する。</p> <p>3～15 (略)</p> <p>(公印) 第9条～第12条 (略)</p> <p>附則 この規約は平成20年7月25日より施行する。 附則 <u>この規約は令和元年6月6日より施行する。</u></p>	<p>福島県水田農業産地づくり対策等推進会議飼料用米専門部会規約</p> <p>(目的) 第1条～第3条 (略)</p> <p>(構成員) 第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 福島県農林水産部及び東北農政局<u>福島農政事務所</u>、<u>(社)</u>福島県畜産振興協会等をオブザーバーとし、指導・助言を求めるものとする。</p> <p>(役員とその任期) 第5条～第7条 (略)</p> <p>(会計) 第8条 (略)</p> <p>2 貯金口座は<u>新ふくしま農業協同組合</u>に開設する。</p> <p>3～15 (略)</p> <p>(公印) 第9条～第12条 (略)</p> <p>附則 この規約は平成20年7月25日より施行する。 _____</p>

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議稲 WCS 専門部会設置要領の一部改正 新旧対照表

改 正 後	現 行										
<p>福島県水田農業産地づくり対策等推進会議稲 WCS 専門部会設置要領</p> <p>(目的)</p> <p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(部会の運営)</p> <p>第4条 (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">2 (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">3 本専門部会の事務局を福島県農業協同組合中央会<u>において水田農業を担当する部署</u>に置く。</p> <p>(その他)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>附則 この要領は平成22年 7月30日より施行する。</p> <p><u>附則 この要領は令和元年6月6日より施行する。</u></p> <p>「福島県水田農業産地づくり対策等推進会議稲 WCS 専門部会」構成員別表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td>全国農業協同組合連合会福島県本部</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(削除)</td></tr> <tr><td>福島県酪農業協同組合</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> </table>	(略)	全国農業協同組合連合会福島県本部	(削除)	福島県酪農業協同組合	(略)	<p>福島県水田農業産地づくり対策等推進会議稲 WCS 専門部会設置要領</p> <p>(目的)</p> <p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(部会の運営)</p> <p>第4条 (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">2 (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">3 本専門部会の事務局を福島県農業協同組合中央会<u>農業対策部</u>に置く。</p> <p>(その他)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>附則 この<u>規約</u>は平成22年 7月30日より施行する。</p> <p>_____</p> <p>「福島県水田農業産地づくり対策等推進会議稲 WCS 専門部会」構成員別表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td>全国農業協同組合連合会福島県本部</td></tr> <tr><td>福島県畜産農業協同組合連合会</td></tr> <tr><td>福島県酪農業協同組合</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> </table>	(略)	全国農業協同組合連合会福島県本部	福島県畜産農業協同組合連合会	福島県酪農業協同組合	(略)
(略)											
全国農業協同組合連合会福島県本部											
(削除)											
福島県酪農業協同組合											
(略)											
(略)											
全国農業協同組合連合会福島県本部											
福島県畜産農業協同組合連合会											
福島県酪農業協同組合											
(略)											

30年以降の水田農業のあり方検討専門部会設置要領の一部改正 新旧対照表

改正後	現行
<p>30年以降の水田農業のあり方検討専門部会設置要領</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 構成員等 専門部会は次に掲げる者により構成する。 (1)～(6) (略) なお、アドバイザーとして東北農政局<u>福島県拠点</u>を上記に加える。</p> <p>2 (略)</p> <p>第4 運営 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 事務局は、福島県農林水産部水田畑作課及び福島県農業協同組合中央会において水田農業を担当する部署に置く。</p> <p>第5 (略)</p> <p>附 則 本要領は平成28年6月14日より施行する。</p> <p><u>附 則</u> 本要領は令和元年6月6日より施行する。</p>	<p>30年以降の水田農業のあり方検討専門部会設置要領</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 構成員等 専門部会は次に掲げる者により構成する。 (1)～(6) (略) なお、アドバイザーとして東北農政局<u>福島支局</u>を上記に加える。</p> <p>2 (略)</p> <p>第4 運営 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 事務局は、福島県農林水産部水田畑作課及び福島県農業協同組合中央会<u>農業対策部</u>に置く。</p> <p>第5 (略)</p> <p>附 則 本要領は平成28年6月14日より施行する。</p> <p>_____</p> <p>_____</p>